

社会福祉法人 札幌育成園
常勤役員・非常勤役員、評議員、評議員選任・解任委員等
報酬及び費用弁償に関する規程

（ 目的及び意義 ）

第1条 この規程は、社会福祉法人札幌育成園（以下「法人」という。）の役員及び評議員、評議員選任・解任委員（監事及び外部委員）の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定めるとともに、法人の常勤理事に支給する役員報酬及び旅費交通費・日当について必要な事項を定めることを目的とする。

（ 適用除外 ）

第2条 事業の職員を兼務する役員、評議員及び評議員選任・解任委員には、この規程は適用しない。

（ 定義等 ）

第3条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （1） 役員とは、理事及び監事をいう。
- （2） 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- （3） 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- （4） 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- （5） 評議員選任・解任委員の外部委員とは、定款第6条第2項に規定する評議員選任・解任委員会の委員で、法人の外部より選任した者をいう。
- （6） 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

《 共 通 》

第4条 役員が理事会に出席したとき、評議員が評議員会に出席したとき、評議員選任・解任委員（外部委員・監事）が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償を支払うことができる。

- 2 前項において交通費の実費が実費弁償の額を超える場合は、その実費とする。

《 非常勤役員 》

（ 理事及び評議員の報酬 ）

第5条 非常勤の理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する福祉サービスの事業（以下「事業」という。）の運営のために業務にあたった場合は別表1により報酬及び実費弁償を支払うことができる。

- 2 非常勤理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のために業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償を支払うことができる。

- 3 評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のために業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償を支払うことができる。
- 4 前3項において交通費の実費が実費弁償の額を超える場合は、その実費とする。

(監事の報酬)

- 第6条 監事が法人及び事業の運営に関する指導又は監査等の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償を支払うことができる。
- 2 前項において交通費の実費が実費弁償の額を超える場合は、その実費とする。

(出張旅費)

- 第7条 非常勤役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、別表2により報酬及び旅費を支給することができる。

《 常勤理事 》

(支給の要件)

- 第8条 役員報酬については、定款第21条に基づき、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。

(報酬額及び旅費交通費・日当の内訳)

- 第9条 報酬額及び旅費交通費・日当の内訳は次のとおりとする。
- (1) 常勤の理事長に対し、報酬として報酬表(常勤役員報酬・別表3)により毎月定められた額を支給するほか、職員の給与規程が定める賞与・期末勤勉手当・寒冷地手当に準じた額を報酬として支給する。
 - (2) 常勤理事に対し、報酬として報酬表(常勤役員報酬・別表3)により毎月定められた額を支給するほか、職員の給与規程が定める賞与、期末勤勉手当、寒冷地手当に準じた額を報酬として支給する。
 - (3) 常勤の理事長及び常勤理事が法人業務のため出張する場合は、旅費交通費、宿泊費及び日当は、職員の給与規程が定める額とする。

(支給日)

- 第10条 常勤の理事長及び常勤理事の報酬支給日は、職員の給与規程に準ずるものとする。
- 2 常勤の理事長及び常勤理事が出張するときは、旅費交通費、宿泊費及び日当について出張前に概算払いを行い、出張後に精算するものとする。

(改正)

- 第11条 この規程の改正は、評議員会の決議により行う。

附 則

この規程は、平成29年2月17日から施行する。

別表1（第4条、第5条、第6条関係）

単位：円

名 称	報酬（日当）	実費弁償額（旅費交通費）	
		～15km	15km～
理事会 出席報酬等	8,000	3,000	5,000
評議員会 出席報酬等	8,000	3,000	5,000
評議員選任・解任委員会 出席報酬等	8,000	3,000	5,000

別表2（第7条関係）

単位：円

名 称	報酬（日当）	実費弁償額（旅費交通費）	
		～15km	15km～
理事長（非常勤）業務 報酬等	10,000	3,000	5,000
理事（非常勤）及び評議員業務 報酬等	10,000	3,000	5,000
監事監査指導 報酬等	10,000	3,000	5,000